

<報道発表資料>

令和 7 年 4 月 1 6 日

京都市文化市民局共生社会推進室

「京都市人権文化推進計画」の延長及び追補版の策定

京都市では、「京都市人権文化推進計画（平成 2 7 年 2 月策定、令和 2 年 3 月改訂）」に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりに向けて、様々な取組を行っています。

この度、同計画について計画期間を令和 9 年度まで延長するとともに、計画改訂以降の人権をめぐる社会状況等を踏まえた施策等を追加した同計画の追補版を作成しました。

【計画延長の経過】

以下の理由から、人権文化推進懇話会において御審議いただいたうえで、令和 4 年度に現行計画を延長することとしました。

- 令和 5 年度に実施を計画していた「人権に関する市民意識調査」について、当時の新型コロナウイルス感染拡大による一時的な社会変容の影響を懸念し、一定の期間において実施する必要があると判断したため
- 「改正障害者差別解消法（令和 6 年 4 月 1 日施行）」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 6 年 4 月 1 日施行）」等の人権関連の法律施行等の状況を考慮する必要があると判断したため

【追補版概要】

- 現行計画改訂（令和 2 年 3 月）以降の状況変化の反映や、人権文化推進懇話会委員の意見を踏まえつつ、現行計画と併せて取組を進めるものとして策定し、現行計画と追補版については、並行して運用します。
- 現行計画の第 1 章（基本的な考え方）、第 3 章（人権施策の推進手法等）及び第 4 章（計画の推進体制等）で掲げる基本方針や、計画全体に共通する取組については変更せず、実施済みの施策の削除や取組名称等の時点修正は行っていません。
- 現行計画の第 2 章「各重要課題について」、既存の各重要課題の現状分析を行い、次のア及びイに基づき、新たな施策を「今後の施策の在り方」に記載しています。
 - ア 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、こども基本法、改正障害者差別解消法等の法律の施行を反映
 - イ その他の人権課題について、現状や課題に見合った内容に改訂
 - 現代社会では多くの人権課題が複合的に関わることもあり、『その他複数課題に関連する課題（自殺対策、孤独・孤立対策）』の項目を新設

（次頁に続く）

【公開について】

- 公開方法 文化市民局共生社会推進室のホームページ（京都市情報館）にデータ公開
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000340042.html>
- 公開日時 令和7年4月16日（水）午前10時

<参考：「京都市人権文化推進計画」（令和2年3月改訂）について>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000266881.html>

<お問合せ先>

京都市文化市民局共生社会推進室

電話：075-222-3096